省　令

○法務省令第二号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十三日

法務大臣　山下　貴司

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準）	（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準）
第六十二条　［略］	**第六十二条**　［同上］
2　死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、三千九百五十円とする。	2　死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、三千九百二十円とする。
［3～9　略］	［3～9　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第六十二条第二項及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　平成三十一年三月三十一日以前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、別表の上欄に掲げる期間のうち支給事由が生じた日が属する期間に対応する中欄に掲げる額をその算出の基礎となる額（次条において「支給基礎日額」という。）とみなすものとする。

（差額給付）

第三条　別表の上欄に掲げる期間において支給事由が生じたことにより、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百条第一項又は第二項の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給を受けた者（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）による改正前の刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第七十九条第一項又は第二項（これらの規定を同法第五十九条第二項（同法第百四十三条において準用する場合を含む。）及び第百四十三条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給を受けた者を含む。）に対しては、同表の該当する期間に対応する中欄に掲げる額を支給基礎日額とみなして算出した額と支給済みの額の差額に同表の該当する期間に対応する下欄に掲げる率を乗じた額を支給するものとする。

2　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百条第四項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による特別手当金の支給を受けた者（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律による改正前の刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第七十九条第四項（同法第五十九条第二項（同法第百四十三条において準用する場合を含む。）及び第百四十三条において準用する場合を含む。）の規定による特別手当金の支給を受けた者を含む。）に対しては、前項の規定に準じて算出した額を支給するものとする。

別表

平成十八年五月二十四日から平成十九年三月三十一日まで	四千百円	百分の百十一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	四千百二十円	百分の百九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	四千百円	百分の百八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	四千八十円	百分の百六
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	四千六十円	百分の百五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	三千九百七十円	百分の百四
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	三千九百八十円	百分の百三
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	三千九百七十円	百分の百二
平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三千九百四十円	百分の百一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三千九百二十円	百分の百一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	三千九百三十円	百分の百一

規　則

○個人情報保護委員会規則第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年五月十三日

個人情報保護委員会委員長　嶋田実名子

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二中「平成　　年」を「　　年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。